

上村工業株式会社 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「女性活躍推進法」は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために、国、地方公共団体、事業主が担う責務を明らかにし、集中的、かつ計画的に取り組んでいくために制定されました。

当社では、この「女性活躍推進法」に基づき、「一般事業主行動計画」を策定しました。

上村工業株式会社 行動計画

1. 計画期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 当社の課題

- (1) 当社では、例年の新卒採用内定者は理系学生が多くなっている。一方、女性の応募者に占める理系学生の割合が少ないため、結果として採用内定者に占める女性の割合が少なくなっている。
- (2) 育児目的での特別有給休暇(特定の目的の場合に限って、時効により消滅した有給休暇を取得できる有給休暇)の使用実績がない等、育児休業関係制度の周知が一部不足している。

3. 目標と取組内容・実施時期

(1):直近5年間の新卒採用内定者に占める女性比率を平均30%以上にする。

取組内容:

- ・令和3年5月～ 理系女子学生の応募を増やすため、就職情報サイトまたは当社ホームページにおける技術系女性社員の紹介記事その他のコンテンツの拡充等を検討する。
- ・令和4年度以降 前年の応募状況等をもとに、ホームページやパンフレットの内容の見直しを行う。

(2):対象期間中に開始する育児休業等(※)の取得率について、女性:100%を維持、男性:10%以上とする。

(※)育児休業等＝育児休業および育児目的の特別有給休暇を指す。

取組内容:

- ・令和3年4月～ 出生届受理のタイミングで、男女問わず育児休業等の制度の周知を行う。